利益相反防止規定

第1条(目的)

本規定は、当社の役員および従業員(以下、「社員」という。)が、職務遂行において公正かつ適正に行動し、会社の利益を損なうことなく業務を遂行することを目的とする。

第2条(適用範囲)

本規定は、当社のすべての社員に適用されるものとする。

第3条(利益相反の定義)

利益相反とは、社員が職務上の立場を利用して、自己または第三者の利益を不当に図る行為 を指し、以下のような事例を含む。

- 1. 会社の取引先や競合他社と個人的な利益関係を持つこと。
- 2. 会社の情報を私的に利用すること。
- 3. 会社の資産や権限を私的目的で使用すること。
- 4. 会社と競合する事業活動に関与すること。

第4条(利益相反行為の禁止)

社員は、会社の正当な利益を損なうおそれのある利益相反行為を行ってはならない。

第5条(利益相反の申告義務)

- 1. 社員は、自身の行動が利益相反に該当する可能性がある場合、直ちに上長またはコンプライアンス部門に報告し、指示を仰ぐものとする。
- 2. 役員が利益相反の可能性がある取引を行う場合、事前に取締役会の承認を得なければならない。

第6条(監視・監督)

- 1. 当社は、利益相反の防止および適正な対応を行うため、定期的に監査を実施する。
- 2. 必要に応じて社員に対し、利益相反に関する研修を実施する。

第7条(違反時の措置)

本規定に違反した社員に対しては、就業規則および関係法令に基づき、懲戒処分その他の適切な措置を講じることがある。

福井県あわら市中浜 1-1

代表理事 齋藤恭子

一般社団法人あわらテクノロジー協議会